

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告示	
○土地改良区の定款の変更を認可した件	五〇
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件五件	五四
○水門と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件	五五
公 告	
○落札者を決定した件	五六
○浸水想定区域を指定した件二件	五七
○一般競争入札を行う件	五七
福島県教育委員会教育長	
○落札者を決定した件	五〇
福島県公安委員会	
○道路交通法による運転免許取得者教育の認定を受けた者から変更の届出があった件	五三
○道路交通法による指定講習機関として指定を受けた者から変更の届出があった件	五三
福島県選挙管理委員会	
○個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件	五三

告 示

福島県告示第六百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、母畑地区土地改良区から令和二年九月四日付けで申請のあった定款の変更について、同月十五日認可した。

令和二年九月二十五日

福島県告示第六百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年九月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市四倉町八葦字沼ノ原七六の一、七六の一五、七七の一、七七の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第六百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年九月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市四倉町八葦字紫竹六六の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年九月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市四倉町上岡字宮下五一の一、五一の三、一五四の一、一五四の三、一五四の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年九月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市四倉町駒込字久原二〇六の六、二〇六の七、字馬場二二五の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年九月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市四倉町白岩字鶴羽二の一、二の一七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百四十三号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、水門と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図書は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和二年九月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 河川の名称
 - 二 二級河川滑津川水系滑津川
 - 三 河川管理施設の種類
水門管理用通路
 - 四 河川管理施設の位置
いわき市平下高久字北谷地二百七番二十七地先から同市平下高久字北谷地二百七番十地先まで
 - 五 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 いわき市長 清水 敏男 いわき市平字梅本二十一番地
 - 六 管理の内容
1 道路専用施設（路面、防護柵の基礎部分、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）及び路面に接する法面（当該路面端から法長一メートルまでの範囲内にあるもの。以下同じ。）の新設、改築、維持又は修繕
 - 2 維持管理の範囲については、関係図面のとおり
 - 3 原則として道路専用施設及び路面に接する法面に係る災害復旧
 - 4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は同法第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）管理の期間
- 令和二年八月三日から道路の存続する日まで
(河川計画課)

公 告

公告第202号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク監視制御システム等機器更新業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年9月25日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワーク監視制御システム等機器更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
542,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年7月10日

(災害対策課)

公告第二百三十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、今出川及び北須川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和二年九月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

(河川整備課)

公告第二百四十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、蛭田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県いわき建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成二十一年福島県公告第七十六号）（蛭田川水系蛭田川に係る部分に限る。）は、廃止する。

令和二年九月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

(河川整備課)

公告第205号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年9月25日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン 160台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年2月19日（金）
- (4) 納入場所 福島県北地方振興局県税部ほか計23か所
- (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 令和2年6月16日（火）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年10月16日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年10月16日(金)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年9月25日(金)から同年10月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年10月2日(金)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年10月2日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年11月5日(木)午前11時00分 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年11月4日(水)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal Computer 160 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 5 November 2020

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 4 November 2020

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県教育委員会教育長

公告第7号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立図書館情報ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年9月25日

福島県立図書館長 齋野和則

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立図書館情報ネットワークシステム機器 一式（搬入、据付け、組立て、データ移行、調整、機器保守等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県立図書館 福島県福島市森合字西養山1番地
- 3 落札者を決定した日
令和2年7月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
104,279,340円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年6月19日

（企画管理部）

福島県公安委員会告示第52号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者教育を行う者から、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和2年9月25日

福島県公安委員会委員長 山本真一
届出に係る運転免許取得者教育の認定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
新常磐交通株式会社	代表者の氏名	高野 将弘	高野 公秀

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第53号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和2年9月25日

福島県公安委員会委員長 山本真一
届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
新常磐交通株式会社	代表者の氏名	高野 将弘	高野 公秀

(運転免許課)

同	同	同	同	同	同	
同 市久 之浜町久之 浜字川田二 三番地	同 市久 之浜町金ケ 沢字戸ノ入 二六番地	同 市好 間町中好間 字八反田二 七番地の三	同 市四 倉町上仁井 田字矢ノ田 一〇番地の 二	同 市四 倉町字六丁 目五番地	同 市内 郷高坂町砂 子田一番地 の三	郷宮町金坂 三番地の三
久之浜町東 集会所	金ケ沢集會 所	中好間集會 所	四倉町南集 会所	四倉十三区 集会所	内郷高坂町 砂子田集會 所	
遠藤 正洋	金ケ沢自治 会長	中好間行政 区長	南団地自治 会長	四倉十三区 長	鈴木 文秀	
八四・六六平 方メートル	二三・九五平 方メートル	八二・八一平 方メートル	八四・六六平 方メートル	二一・七二平 方メートル	一四四平方 メートル	方 メ ー ト ル
六〇人	三〇人	七〇人	六〇人	三〇人	一〇〇人	